

万曆二十年代の吏部と党争

城井, 隆志

<https://doi.org/10.15017/24577>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 13, pp.52-82, 1984-10-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

万曆二十年代の吏部と党争

城 井 隆 志

はじめに

一 万曆二十年前後の吏部

- (1) 内閣権力からの自立
- (2) 建言諸臣の推用と吏部司官処分
- (3) 陪推者の点用

二 乙未の外計

- (1) 孫丕揚と沈思孝の対立
- (2) 沈思孝と張位
- (3) 孫丕揚の銓政

三 吏部の権限縮小

おわりに

はじめに

明末の政治史において東林派と反東林派の党争が重要な要素となっていることは言うまでもない。しかし、その党争がどのような政治的条件下で、何を争点として、どのよ

うな政治過程を経て形成されたかを具体的に追求した研究は従来乏しく、したがって党争を担った東林派、反東林派とも、その政治勢力としての実体、性格は曖昧な点が多く残されている。最近、小野和子氏は東林派の主張する言路の開通の問題に注目し、中央集権体制の強化をはかる内閣と、言路の開通によって下からの政治の実現をはかる東林派との対立を基軸にして、万曆初年の張居正執政の時期から万曆二十年代初までの政治過程を具体的に跡づける、一連の研究を発表されており、党争の具体像は次第に明らかになりつつある。筆者もまた明末の政治過程を明確にした上で、そこにおける党争の意味を考えていく必要があると考えるが、本稿はその一つの基礎作業として東林派の活動の起点となる万曆二十年前後の吏部を中心とする政治動向を整理しようとするものである。

明末の呉応箕の『東林本末』下、「会推閣員」に、

論曰、予于万曆癸巳（二十一年）蓋不勝世道消長之感

焉。諸君子之被禍也、争並封未尽者、大計尽之。大計未尽者、会推又尽之。自顧涇陽（憲成）削帰、而朝空巖。実東林門戸始成。

とあり、万曆二十一年を政治的な画期としているが、吳応箕がその契機と捉えるのは国本論に関わる三王並封問題とともに、癸巳京察、閣臣会推（二十二年）という人事問題、すなわち吏部の職掌に関わって起きた事件である。当時吏部官僚として京察、会推のそれぞれ中心であった趙南星、顧憲成がのち東林派の領袖となっていくのであり、この時期の吏部の活動と東林の運動との関連が推測される。^②

この時期の吏部は「明史」卷二二四孫鑑伝に、
吏部自宋纁及（陸）光祖為政、權始帰部。至（孫）鑑、
守益堅。

と簡潔に示されるように、十年代末以来内閣への従属から次第に脱して自立性を強めている。それが強く表われ、神宗、内閣と衝突したのが、癸巳京察、閣臣会推である。しかし二十三年の朝覲考察Ⅱ乙未外計をめぐって吏部と対立したのは沈思孝、江東之らとともに東林派に数えられる人々であった。また二十六年に吏部尚書となった李戴の時には、内閣からの干渉もないが、吏部の権も極めて軽くなつたという。数年のうちに現われるこの変化に注目して、以下吏部に関わる政治過程を考察する。

一 万曆二十年前後の吏部

(1) 内閣権力からの脱却

嘉靖中期以来、内閣はその権力を強化して実質的な宰相の地位を占めるに至り、万曆初年の大学士張居正の独裁の下で、吏部以下六部官僚は「部を視ること属の如きなり」といわれるような従属的地位に置かれた。張居正の死後、強大な内閣権力を継承した大学士申時行の下で、吏部（尚書楊巍）はなお人事行政の多くを内閣の指示に従って運営したが、楊巍に代わって宋纁が尚書になった十八年以後、次第に内閣の支配から脱却をはかり、人事行政の主宰者として自己主張する傾向を強めた。内閣に指示を仰ぐ「請教」を拒否し、また対等の礼を要求したことはその表われである。^④しかし、吏部の反内閣的傾向は、当然吏部をなお自己の支配下に置こうとする内閣と対立することになり、陰に陽に衝突が繰り返された。十、二十年代の吏部尚書の在任期間を見ると、内閣との協調路線をとった楊巍が約七年その地位を保ったのに対し、内閣と対抗的だった宋纁、陸光祖、孫鑑、陳有年、孫丕揚、蔡国珍はいずれも一年程で目まぐるしく交替しているが、これは内閣（および神宗）との対立が原因であった。

人事権を吏部固有のものとして確立しようとする吏部の

姿勢を示す事例として、会推（廷推）に対する主張を取り上げる。十九年九月、申時行は、致仕に当って自分の後任として趙志臯、張位を神宗に密薦し、神宗は直ちに特簡によつて二人の入閣を命じた。陸光祖はこれに抗議して次のように言っている。

凡大臣員欠、吏部与九卿会推、請旨簡用。至推吏兵二部尚書、各辺総督及内閣大臣、則九卿之外、復益以六科・十三道。蓋其任愈重、則拳愈当公。詢謀僉同、方敢推用。実所以広忠集衆、而杜偏聽之奸、絶阿私之患也。……今（申）時行等所薦、固為得人。即使会官廷推、二臣資望、安知不在所推数中。奚庸私薦哉。臣愚以為会推大典、祖制決不可廢、私薦内降、其端決不可啓。伏望皇上納臣言、以後閣臣員欠、乃勅吏部・九卿・科道官、照例会推、疏名以請。……若一聽之、独拳密薦、誠恐異日徇私植党之禍、殆有不可勝言者。

大臣の員欠に際しては、吏部と九卿が会推、すなわち合議によつて候補者を選出する。吏兵二部尚書、総督、閣臣の員欠には更に科道官も会推に加わる。こうした方式を取るのには、任が重いほど推挙も公正でなければならず、九卿科道の検討を経て意見の一致した者にして始めて推用すべきだからであり、偏った派閥人事を防止するためである。今回特簡された二人の資望が妥当だとしても、以後閣臣の

任用は会推に依るべきであり、私的な推薦、採用は許されてはならない。陸光祖の主張は内閣人事と雖も、特簡的に内閣と皇帝との間で秘密裡に決定されてはならず、必ず会推すなわち外廷の合議による承認を經ていなければならないということである。ところで会推の運営の仕方を考えてみると、三十四年の吏科右給事中翁憲祥の疏に、

旧制、大僚有缺、会官廷推。原由冢宰、拳其所知、第参輿論是否相合。盖冢宰不独任其權、而博謀以示公。とあり、二十七年の御史牛應元の疏に、

夫祖宗立法会推、何也。盖用人本属吏部職掌。惟以大臣責任既重、難容私擬。於是請旨下部、会九卿科道於廷、合公議、而商求至当。非徒憑衆拳而漫無主裁也。

とあるように、会推は、まず吏部が大臣の候補者を選出し、これが世論と反しないかどうかを検討するために九卿（科道）の合議にかけてその可否を判定し、承認を得た者を奏請する。したがって合議とはいっても、そもそもその合議にかける候補者の選出の権限は吏部が掌握しており、廷推による大臣選出の方式は、九卿の側ではなく、吏部の側に選択範囲の決定権が置かれているのである。つまり陸光祖が閣臣の会推を要求したということは内閣人事を吏部のヘゲモニー下に置こうとしたものといえる。陸光祖の抗議に對して、神宗は「今回は特簡によるが、もともと常例では

ないので以後は会推を行ふ」と答え、その主張を認めた。内閣の側はこの時、申時行、許国が既に致仕し、王錫爵は帰省中であり、外廷と協調的であつた王家屏一人が閣中にあつたが、そのことが陸光祖の要求承認におそらく影響していよう。こうして陸光祖は人事権を吏部の側に確保する上で大きな成果を収めた。

翌二十年、吏部が掌握する会推に対して内閣の側から制度改変が提議された。二十年十月の閣臣張位による国是・紀綱に関する上疏がそれである。張位は「黜陟の権尽く吏部に還し、政府侵撓する能はず」という事態にあつて「深く之を憾み、事多く其の肘を撃す」といわれ、内閣在任中終始吏部と敵対した人物である。この二十年十月の疏及び東林派官僚の反論はすでに小野和子氏が詳細に論じておられるが、ここでは吏部に関係する部分を取り上げる。張位は国是を定める方策として、

凡遇軍国大事、俱聽會議。該撫預將事体曲折、略具可否之端、傳送九卿科道衙門、各扼所見、明註職名于下。或註該部議是、或斟酌數語、俱付該部類奏、請自上裁。至如會推大臣、關係甚重、更宜倣此、以諧衆論、而杜專擅。

という。国家の重大問題に対して九卿科道官が會議を開き担当衙門の判断と各々の所見とを併記して類奏し、皇帝の

決裁を請う。大臣の廷推の場合も同様にする。つまり吏部が選出した候補者の可否のみを検討するのではなく、九卿科道官が各々候補者を推挙して吏部はそれらを併記して皇帝の判断を仰ぐ。張位の提案は、候補者推挙の権を吏部の独占から九卿科道官に分散させることが目的であつた。これに対して吏部考功郎中趙南星が起草した吏部側の反論は、

輔臣欲以後凡遇軍国大事、俱聽九卿科道會議、各書所見、該部院類奏、取自上裁。則誠定國是之術也。然事必會推、自不常有。至於會推、則時時行之。大臣才品久定、公論素明。當會推之時、九卿科道務要直言可否、即不必衆擬類奏、而爵人於朝之意、得矣。

という。趙南星は「軍国の大事」に関しては張位の提案をひとまず是認している。しかし會議を要するような大事は常に有るわけではなく、例外的な場合である。問題は常時行われる會推にこれが適用されるべきか否かである。趙南星は、大臣にまで至る者はその才品、公論の評価は明らかであり、従来通り會推時に九卿科道がその可否を直言すればいいのであつて、九卿科道の各推挙者を併記類奏する必要はないという。刑科給事中史孟麟の上疏は、

如輔臣之言、則始以一部之權、分而散之於諸司。究也、以諸司之權、合而収之於禁密。聽自上裁、旨絲閣票、

内托上意、外諉廷推、誰執其咎¹⁷。

と述べ、吏部の権を諸司に分散すれば、内閣は吏部以外の諸司に托して廷推に介入でき、旨が票擬による以上、上意に仮託して人事を意のままにすることができると、明らかにこの提案が内閣による人事権吸収の意図を持つものであることを批判した。これらの反対論が功を奏して、張位の提案は実現せず、立ち消えになった¹⁸。この時吏部は十分に内閣と拮抗する力を持ち、内閣はこれを押し切れなかったことを示している。

(2) 建言諸臣の推用と吏部司官処分

吏部の人事の主宰者としての、したがって単なる行政機構を超えた政治主体としての自己主張は、内閣に対してのみならず、神宗の政治姿勢に直接向けられた。張居正の死後、その束縛を解かれた神宗は次第に享樂的な生活に耽るようになり、政務を怠ることが多くなった。そうした私生活や政治姿勢を批判する官僚は疎んじられ、しばしば厳しい処分を受けた。十四年以降は特に神宗の皇太子冊立の引延ばしが大きな問題となる。万曆、天啓年間を通じて紛糾するいわゆる国本論であるが、内閣以下朝を挙げて皇太子冊立の早期実現を要請するが、神宗はこれに一切耳を貸さうとしなかった。神宗の恣意的な祖制逸脱、及びこれに有

効に対処し得ない内閣への批判が増加し、これらの批判、いわゆる建言によって降謫あるいは革職される官僚も急増し、神宗、内閣と外廷との間の亀裂は深まっていった。吏部は建言によって降謫、革職された官僚（以下、建言諸臣と称す）の復帰に努め、これに対して神宗は強い怒りを示した。

神宗が嫌った人物の一人に、その政治姿勢を強く批判し続けた鄒元標がいる。彼は觀政進士の身で張居正の奪情を批判して廷杖を受けたことで有名であるが、十一年に戊所より復帰して吏科給事中を特授されると、再び政府批判を展開し、官僚間の輿望を担う存在となった。十二年に神宗の放恣な生活を繰返し戒め、降調処分に附された。のち昇進して吏部員外郎に至るが、十四年以來病氣を理由に家居していた。吏部は原官（驗封司員外郎）への復帰を上請したが、数ヵ月間旨は降りず、部・科諸臣の度々の要請によって十八年二月になってやっと命が下された¹⁹。神宗が鄒元標の復帰を喜ばず、引延ばしを画つたのである。同年十二月、吏部は彼を文選司員外郎に調補しようとしたが、報せられず、再三要請したが、これに対して神宗は「部署の員欠は久しいのに、なぜ別人を推補せずに鄒元標を用いよとだけ言うのか」と、吏部の「市恩望報」を叱責し、鄒元標を南京に改調するように命じた。この処分を不服として争

った多くの科道官は尽く処罰され、吏部が新たに擬した鄒元標の職は何度も差戻されて、結局南京刑部広東司署員外郎事主事添註という全くの閑職にとばされた。¹⁷⁾

鄒元標左遷の時は、処分者は科道官に止まり、彼の調補を迫った吏部は譴責処分のみであったが、二十年以降の建言諸臣の推用には神宗は態度を硬化させ、文選司の官全員を処罰を敢行した。二十年一月、吏部は原任主事饒伸を刑部主事に、劍州府判官萬國欽を建寧府推官に推用した。饒伸は十七年二月に順天府試における申時行、王錫爵の子弟の登第にまつわる疑惑を論じて内閣を追求したため、「出位妄言」の名目で詔獄に下されて削籍された人物である。¹⁸⁾

萬國欽は十八年九月に洮河の変に關連して申時行の納賄を弾劾し、「国事を淆乱し、大臣を汚蔑した」として判官に降されていた。¹⁹⁾二人の推用要請に対する旨は、

近来推升官員、已有屢旨、如何還是奉旨斥黜的。你部裡頭是徇私畏勢、惧効私恩好生不公。堂上官姑且饒遭、該司官都着革了職為民。永不許朦朧推升。這員欠着別推來用。²⁰⁾

と、神宗が直接斥黜した人物を推す吏部を私情にとらわれ勢を畏れ、まことに公でない、として吏部全体を叱責し、文選司官全員を革職し、以後彼らを推用することを禁じた。この処分に対し閣臣趙志皋は「吏部に私心があるのでな

い」ととりなし、陸光祖は「この量推は本来優転ではないし、註擬も自分のしたことで司官は慣例に従って署名したのみ」と弁明したが、神宗は聞きいれず、その庇救を叱責した。²¹⁾

この処分の数日前、礼科都給事中李獻可は六科の諸臣とともに皇長子の預教に予備教育の実施を要請した。激怒した神宗は「違旨侮君」の名目で彼を降級調外としたが、これを不当として強く撤回を求める科道官の上疏が続々と現われ、数日のうちに十一人も科道官が降調、革職される事態となった。²²⁾閣臣王家屏もこの時科道官の側に立つて神宗を非難し、官を去った。国本論をめぐるこの一件で神宗と科道官との対立は一拳に深まった。饒・萬二臣を推す疏が出されたのはその最中のことであった。二人の推用拒否のみならず、文選司官までも一斉に処分するという挙に出たのは、外廷の世論を代表する科道官の真つ向からの批判を浴び、外廷に敵意を募らせた神宗が、なお敢て建言諸臣の保全を計る吏部を強く牽制したものであった。

この時革職された王教に代わって文選司郎中となった鄒觀光は、

頃者、陛下以銓司推用一二小臣、致于宸怒。夫人臣進退、惟上所命、用舍予奪、莫非君恩。第念、遷謫各官、間有効惴疑之忱而皇上嘔喻而受之者、將尽從沈抑、非

懲創本指。若不為申請稍与分別、臣等無所遵守。臣請別其時之遠近、如懲艾未久、不敢推陞。若參時積悞、

即他途初授、且得遷轉、似得量移。臣又請、別其言之可否、如剿詬無当、不敢推陞、若心本為国匪出沽名、悔悟已深、似得量移。臣又請、別其品之優劣、如一節自言、不敢推陞。若生平皎皎、素履潔白、才優翰濟、似得量移。……臣嘗釋明旨、一日不許混推、一日不許

驟遷。是陛下原禁混与驟耳。而非槩抑批鱗折檻之士也。

と述べ、人臣の進退予奪はすべて皇帝の命によるとしながらも、左遷された者を尽く抑圧するのは懲罰の本来の趣旨ではないとして、推用すべき者とそうでない者を区別する基準を提示する。すなわち左遷時からの期間と資俸を斟酌して、他途の初授官の遷転の場合と条件が同じ者、建言が国のためであつて売名行為ではなく深く反省している者、平生潔白であつて有能な者、これらの条件に叶えば推用すべきである。これは吏部が推す建言諸臣はこの条件を備えた者であつて、したがつて吏部の裁量する人事は正當なものであるという主張に他ならない。建言諸臣の推用が処罰の対象となつても、吏部の姿勢に変化のないことを示しているよう。趙南星は、『趙忠毅公集』卷八「明吏部尚書贈太子太保孫清簡公墓誌銘」で、

先是、公（孫鑑）未至時、選郎王君教以推建言降謫御

史萬国欽為推官、一司皆削籍、欲以立威愆後。而衆益不服、後遂屢行之。此江陵所未有也。

と、建言諸臣推用を威嚇によつて牽制しようとしたが、人々は従わず、何度も同じ処分が行われたと述べ、この処分がかえつて吏部の反神宗、反内閣の対決姿勢を強めたことを伝えている。

翌二十一年に尚書孫鑑、考功郎中趙南星が主持する京察をめぐつて内閣派と反内閣派が抗争したが、吏部の「専權結党」を責める上諭が出され、孫鑑は奪俸、趙南星は降三級の処分を受けた。当時驗封司員外郎だった顧憲成が草した孫鑑の乞休疏は、吏部の人事権の独立性を強く主張している。

夫銓曹重地也。非其人、則不当居其地。業已使之居其地、則不当疑其人。昔之専權結党者、亦往往有之矣。

並不在銓曹、誠使自臣而始、臣之大罪也。即以専權結党為嫌、畏縮消沮、自救不暇、則銓曹之輕、自臣而始、亦臣之大罪也。

吏部は要職であるから、これにふさわしい人物でなければ任じてはいけない。しかし一旦任命したということは、その人物を信任したということの意味するのであるから、その人物の判断を疑うべきではない。もし吏部が「専權結党」の汚名を畏れて自己規制し、保身に汲汲とするような

ら、吏部の地位は軽視され、職責を全うできなくなるという。

こうした君主さえ容易に干預できない吏部の裁量による人事の正当性の主張を現実に行なったのが、前述の預教要請に関わって革職された原任給事中鍾羽正、張棟の推用である。この時の文選司郎中劉四科の「謬執招尤乞賜罷斥以重銓法疏」（『万曆疏鈔』卷二十一）によれば、孫鑑が「專權結党」に抗議して蟄居して間もない五月に劉四科は吏科都給事中の欠に際して鍾羽正、張棟を推した。六科内の序列に従えば吏科左給事中許子偉が昇級すべきだが、彼は「内閣の私人」であり「公論与らざる」人物であるとして退けたのである。しかしこの上請は報ぜられなかった。員欠を放置できず、代わりに兵科都給事中許弘綱を推した。許弘綱は科内の序列を理由に調補を辞退し、「專權の旨」を引いて吏部が根柢のない人事をしていると非難した。これに対し劉四科は、

夫專權之說、相臣所以紓吏部而恐之、俾以後不敢擅動其私人耳。（許）子偉固私人、正是推首垣故耳。何目之為專權、為便宜、為變亂祖宗、為悖違明旨、自非良心至死、奚而惡声至是。……夫隨材器用、自古哲后之為、若執簿呼名、不過一吏之事也。臣即愚謬竊陋敝規、而抑佞臣、寸心始終不移也。

という。專權の説は内閣が吏部を拘束して、その「私人」を操れないようにと謀ったものである。許子偉こそ「私人」である。人事の判断は古えの天子の行為であり、単に名簿の序列に従う人事ならば一胥吏の仕事に過ぎない。「賢者を用いる」という職責に照らせば序列の慣行を無視してでも内閣の私人を推すわけにはいかないと、反内閣の立場を鮮明に表わした。

吏科都給事中には結局許弘綱が任命され、鍾羽正らの推用に対しては特に処分は出されなかったようであるが、六月には再び鍾・張二人を兵科都給事中に推し、神宗は吏部の「市恩結党」を怒って文選司官を奪俸一年とした。吏部はなおも十月に張棟を兵科都給事中に推し、「抗旨私恩」の故に文選司郎中孟化鯉以下三人が革職された。²⁶翌二十二年五月、王錫爵の退陣に伴う閣臣の廷推で、尚書陳有年、文選郎中顧憲成は、やはり二十年の預教要請での科道官処分に反対し処分の御批を封還するなど神宗に反抗した王家屏の名を挙げ、また「資品に拘わるなかれ」の旨を盾に孫鑑、左都御史孫丕揚を候補者に加えたが、神宗は「專擅蔑訓」を責めて、顧憲成を革職為民とした。²⁷八月には鄒元標左遷に反対して降謫された何選が刑部員外郎に推用され、²⁸

「扶同結党」として文選司官が雜職に降された。²⁸
以上のように吏部は国本論などで神宗と真つ向からぶつ

かつた官僚の復活を執拗に要求し続けたが、それは吏部が反神宗、反内閣の政治的立場を露わにし、その勢力の中核となっていたことを示している。吏部が政治主体としての地位を回復し、その批判的立場を貫徹するには、人事行政をあくまで吏部固有の権として確保することが必須の条件であり、まさにこの点をめぐって対立は深刻化していったのである。吏部に下された「専權結党」のレットテルは、その意味で二十年前後の吏部の性格を適確に表現しているといえよう。

(3) 陪推者の点用

神宗は己れに不都合な人事を吏部への暴力的な弾圧でねじ伏せようとしたのだが、また処分には至らないものの制度（慣行）の変則的な運用によって実質的に吏部の人事裁量を無視し、批判者の進出を抑える動きもあつた。員欠に対して推用された候補者のうち陪推者を採用するのである。十九年十二月、応天府丞の欠に南京通政使司右参議孟一脈が正推され、光祿寺少卿呂興宗が陪推され、江西提学僉事の欠に南京礼部郎中蔡時鼎が正推され、同員外郎馬猶龍が陪推されたが、両欠とも陪推者の方が採用された。これについて吏科都给事中鍾羽正は次のように上疏した。

夫缺官、部推而請旨、例也。推而正者前、陪者後、亦例也。既同見推、則固材不相遠、然正者先用、而陪者

次及、則国家用人之常、而記人之功、忘人之過、則聖主太公之度也。今呂興宗・馬猶龍賢者也。用之固不為不当。然正推見舍、而陪者先用、果陛下真見孟一脈・蔡時鼎之不称此職、而置之乎。或以二臣者會以建言得罪而忘其復用故抑之乎。²⁰⁾

官僚の欠員を推用する際、正推と陪推、すなわち第一候補と第二候補の二名を並記して皇帝の判断を待つという形式をとつた。どちらを採用するかは皇帝の大權に属し、陪推者が採用されること自体は特に問題はない。しかし、あくまで正推者が主であり、こちらが採用されるのが通例であつた。鍾羽正は、この慣例を破つて陪推者を採用したのは、正推の二人がかつて建言を行つた者であるため、これを敬遠したのではないかと疑う。孟一脈は十一年十一月に神宗の奢侈生活を批判して調外任とされ、²¹⁾蔡時鼎は十三年十月に宦官の専横を批判して極辺雜職に降されたことがある。鍾羽正はまた続けてこういう。

奈何一旦独於二臣而靳之、使中外之人聞之、将自建言之臣不惟一時見斥、而且後進無階。陛下於言官不惟挫之一時、而憎之於後、日銷忠直之氣、結諫臣之舌、所係非渺小也。又非止此也。王遴以剛正掛冠、四海所共知也。推用凡幾次矣。而必不見用。王德新・饒伸以建言被罪、中外所共惜也。題補凡幾次矣。而章徑留中。

王遜置、而大僚之持正者牀心。王徳新・饒伸棄、而群臣之效忠者喪氣。廷推不用、部推不允、則銓選之臣亦抑鬱、而不敢伸其志矣。

正推された建言の臣の無視は、彼らは以後昇進できない、陛下は言官を一時的に挫くだけでなくその後も憎むと人々に知らしめ、忠直の氣を失くし、言論を牽制することになる。この二臣の他にも、王遜、王徳新、饒伸ら神宗政治の批判者の推用が、吏部が度々上請したにも拘らず、実現されず、他の官僚に対する見せしめのようになっている。また廷推、部推とも無視されて、吏部もその志を伸ばせない。このように鍾羽正は陪推者の点用が政治批判者への抑圧の手段であることを看破したが、これに対して神宗は「点用すべき官員の内、浮躁・喜事であつて国のため民のためにならない者がおり、故に点用しなかつた」と言い、鍾羽正を「徇私妄奏、朋党窺探」として罰俸一年に処した。「浮躁」「喜事」等の語はこの頃政治批判者を排除する際の常套語である。神宗自身、鍾羽正の言を裏づけているといえよう。

饒伸の推用は前述したように二十年一月に吏部司官の処分を引き起こしたが、同じ頃、南京尚宝司卿に正推された鄒元標が退けられ陪推の楊時喬が点用された。二月には御史の春季年例の外転（外官への定期的な配置転換）ですべ

て陪推の部臣が採用された。この時趙志皐は、年例において形式的に陪推される部臣を採用することは御史にとつて辛いだけでなく、吏部の權威を低下させると、上疏したが、報ぜられなかつた。

このように十九年末から人事異動において陪推者採用という形で吏部の推用を拒否する事例が頻見される。表1は「神宗実録」「万曆邸鈔」に表われたものであるが、推用を拒否された正推者が多く政治批判者であることがみとれる。前述の人々の他では、李懋楡は十四、五年に皇太子冊立及び官僚の言論の保証を強く要求して降級された。王国は十五年の京察で反内閣派の処分に対して調外任とされた。陳登雲は十六年に鄭貴妃の父鄭承恩の不法を弾劾している。

陪推者点用は神宗、内閣に批判的な人物の昇進を止め、左遷状態を固定化ないしは長期化することが目的であつたが、同時にこれは吏部による人事裁量の事実上の拒否であり、吏部の権の削減を意味した。とりわけ二十三年になつてこれが急増してからは、内閣による人事権操作の表われと観測された。二十三年三月に戸科都給事中楊恂は内閣を批判した上疏において、

推升者、吏部之職掌。雖有一正一陪、而要之、正点居多、陪推特其故事耳。何通創為專擅之説、以蠱惑聖聽。

万曆二十年代の吏部と党争

表1 陪推者点用一覽

年	月日※(1)	員	欠	正	推	者	陪	推	者	点	用
万曆19	12月甲辰	応天府丞		孟一脈(南京通政司右參議)			呂興宗(光祿寺少卿)			陪推者点用	
	〃	江西提学僉事		蔡時鼎(南京礼部郎中)			馬猶龍(礼部員外郎)			〃	
20	正月	南京尚宝司卿		鄒元標			楊時喬			〃	
	2月甲辰	春季年例外軼		御史4人			部曹			〃	
21	3月庚申	南京大理寺寺丞		鄒元標(南京刑部主事)			朱廷益			〃	
	4月丙午	工部尚書		王遠(原任兵部尚書)			温純(南京吏部尚書)			〃	
22	7月癸丑	応天府府丞		孟一脈(南京通政司右參議)			沈桐			〃	
	7月甲子	陝西提学		鄒元標(南京刑部主事)			沈季文(工部郎中)			〃	
23	9月	尚宝司司丞		李懋檜(礼部主事)			范謙(吏部左侍郎)			陪推者点用	
	12月	礼部尚書		沈鯉(原任礼部尚書)			徐申(順天府府丞)			〃	
23	〃	通政司左通政		王国			劉士忠			〃	
	〃	順天府府丞		陳登雲						孫繼臯↓吏部右侍郎	
23	2月壬子	南京吏部右侍郎		孫繼臯(礼部右侍郎)						劉東星↓吏部左侍郎	
	〃	吏部左侍郎		曾朝節						陪推者点用	
23	〃	尚宝司卿		陳応芳(福建僉事)			于若瀛(河南僉事)			陪推者点用	
	2月丙辰	大理寺左少卿		連格(大理寺左寺丞)			江東之(大理寺右寺丞)			江東之↓右少卿	
23	3月辛巳	太常寺少卿		吳文梓(兵科都給事中)			吳応明(工科都給事中)			陪推者点用	
	〃	山東右參政		薛三才(礼科都給事中)			于仕廉(戸部郎中)			荆州土(右少卿)↓左少卿	
23	〃	大理寺右寺丞		陳登雲(南京御史)			甘士价(御史)			〃	
	3月壬午	湖広按察司副使		吳札嘉(御史)			董元学(兵部郎中)			〃	
23	4月庚戌	吏部左侍郎		李禎(兵部左侍郎)			呂坤(刑部左侍郎)			別推	
	4月戊辰	協理京营戎政		〃			沈思孝(工部左侍郎)			陪推者点用	
23	5月戊戌	南京戸部尚書		〃			陳于陸(戸部左侍郎)			〃	
	7月丙戌	河南巡撫		王国(太僕寺少卿)			王士性(太僕寺少卿)			〃	※(2)
23	7月	吏部文選司郎中		王守素(考功司郎中)						別推	
	10月丁未	南京礼部尚書		朱廣(原任礼部尚書)			于慎行(原任礼部尚書)			不允	
23	〃	南京右都御史		孫鉞(薊遼総督)			沈思孝(戎政都御史)			不允	

※(1) 年月日は典拠にした『神宗実録』の記事の日付けによる。千支のないものは『万曆邸鈔』の記事を典拠としている。
 ※(2) 王士性が巡撫就任を疏辞したため、王国からの圧力が疑われ、王国は調外、王士性は調南京とされた。

及皇上信其言、而疑于吏部、然後内托上意、外委廷推、或正或陪、任意点用。甚至兩者俱無当也。則駁以別擬、少不如意、譴責加焉。附己者朝推暮点、立致要津、便己者淹滯留中、動見折阻、若謂簡在帝心、我無与焉、何其間用者、非梓里之姻親、則門閥之契托也。如是而謂權在吏部乎。抑旁有所移乎。吏部不專、必有所以專之者、乃收攬威權之漸也。³⁸

と述べている。官僚の推陞は吏部の職掌であり、吏部が正推した者を点用するのが本来のあり方なのに、内閣は吏部の「專擅」を皇帝に吹き込み、皇帝が吏部を疑うようになると、上意に仮託し、また廷推にかこつけて正・陪の点用を自在に操り、更には両者とも差戻して別人を推用させている。こうして内閣に附く者だけが即坐に昇進している。内閣は点用は皇帝の判断であつて内閣は関与していないと言うが、簡用されているのは内閣に近い者ばかりである。これでも権が吏部にあるといえようか、と楊恂は内閣による吏部の権の侵犯を指摘したが、神宗は「降斥官員の点用は皆朕の独断による」と表明し、楊恂を調外任とした。趙志皐の弁疏もまた「点用は天子の権である。最近時に陪推者が用いられたため、臣が吏部の権を陞降していると疑われているが、試みに吏部に干預の有無を問われよ」と、内閣は全く人事に関与していないと主張した。³⁹内閣が實際

にどの程度陪推者の採用に関与したかは定かではないが、仮に神宗、趙志皐が言明した通りだとしても、内閣は「点用は天子の権」を口実に、神宗の慣行逸脱を傍観したのであつて、彼や他の閣臣が、神宗に慣行に従つて正推者を点用するように求めた事例は、前述の御史年例の時以外確認できない。内閣の人事権操作（ないし慣行逸脱の黙認）は、後述するように陪推によつて陞進する官僚と吏部の側との間に対立を生み、新たな党争となつた。

神宗の吏部輕視は次第に強くなり、二十三年後半からは、正・陪の操作のみならず、員欠の推補の上請自体を無視するようになり、人事行政そのものを大幅に遲滞せしめた。そのためポストが長期間空席のままにされ、行政の随処に支障をきたすようになった。この事態に対しては趙志皐らもしばしば円滑な人事の回転のため章奏を批発するよう神宗に求めたが、尽く無視された。二十四年七月、吏部尚書孫丕揚は章奏の簡発を乞い、吏部の註擬が妥当でないならば、「別推」の指示を出して再度酌議させよと、讓歩も辞さなかつたが、これも無視されたため、文選司郎中唐伯元は次のように抗議して自ら官を去つた。

吏部文選司郎中唐伯元奏。銓曹之職、昔称要津、今爲畏府。臣日与堂官計議、如何一清銓法、如何一洗積垢。凡利在百代、害在一時者必行、不敢少貶以殉浮議。凡

利在部内、害在部外者必革、不敢姑息以市恩私。每遇内外員缺、臣度量註擬、具呈堂官、請自上裁。間有奉旨点陪者、知上意独断也。有奉旨別推者、知上意慎重也。乃数月以来、則有一概留中不答者矣。臺省郎署方面赴部候補者、動至經年、多至盈庭。内外官俸、大半逾期、不得遷轉、各辺道事情緊急、無可代庖。賢愚同滯、朝野咨嗟、莫知其解。此誠臣擬議不当聖心、以致封章不蒙批答、乞賜罷斥。

唐伯元は吏部に全く私心のないことを強調した上で、吏部の註擬に対する陪推点用や別推の旨はなお皇帝の決断や慎重さの表われと言い得るが、この数ヵ月間章奏が一切批發されないと訴える。科道官、部臣で地方への転任の発令を一年以上も待たされている者も多く、内外官員は大半が任期満了になっているが、移動もできず、各地の緊急事態に代理としてあたることもできないというように、人事の混乱は行政全般の混乱を引き起こし、万曆年間を通じて重大な政治問題となったが、神宗が死ぬまで遂に改められなかった。

二 乙未の外計

(1) 孫丕揚と沈思孝の対立

前節では万曆十年代末から二十二年頃までの吏部の反内

閣反神宗的強硬姿勢とこれに対する攻撃を概観したが、二十三年になるとそれまでの反内閣派官僚内部に分裂が生じた。吏部尚書孫丕揚と協理戎政兵部右侍郎沈思孝とをそれぞれ中心とする勢力間の抗争である。

孫丕揚は二十二年八月に陳有年の跡を継いで吏部尚書に就き、二十四年八月に閣臣張位と対立によって致仕するが、のち三十七年に再び吏部尚書となり、三十九年のいわゆる辛亥京察で反東林派（宣党系）と大衝突するという経歴の持ち主で、東林派の領袖格に数えられる。一方の沈思孝は五年の張居正の奪情に抗議して廷杖を受けた五君子の一人で、復権後もしばしば反内閣的行動をとり、彼もまた東林派に数えられている。二十三年以前は二人は非常に友好的であった^④というが、吏部と内閣、神宗との間に強い緊張関係があったこの時期にあらわれた両者の対立を吏部の職権との関連で考察する。

二十三年は朝覲考察（大計・外計）の年にあたり、尚書孫丕揚と考功郎中蔣時馨がこれを主察したが、処分者の中に浙江参政丁此呂、九江知府沈鉄、江西提学僉事馬猶龍が含まれており、これを不当とみる官僚が多くあった。とりわけ問題となったのは丁此呂である。彼は十二年に、張居正の子弟が科擧の不正で登第したことを告発し、その時の主考官であった閣臣申時行、許國、余有丁らを弾劾した。

丁此呂は調外任用とされたが、李植、江東之ら科道官はこのため申時行内閣を激しく攻撃し、部院の堂上官がこぞつて閣臣保留を上疏する事態にまでなった。丁此呂は張居正以後の内閣への批判の口火を切った点で名声を博していた。孫丕揚は彼を納賄の嫌疑で処分にかけたのであるが、沈思孝はこれを不当として吏部に強く抗議した。右諭徳劉応秋もまた甘士价、李懋楨、唐伯元、張位らに働きかけて丁此呂の救援活動をしている。しかし結局処分は撤回されず、丁此呂は「不謹」として閑住させられた。

五月になって吏科都給事中楊東明、戸科給事中鄒廷彦は沈思孝の協理戎政職就任に「奥援」の存在を疑い、これを弾劾した。楊東明の疏は断片的にししか伝わらないが、要するに吏部が正推する呂坤、李禎らの採用が拒否される一方、沈思孝が陪推点用によって協理戎政右都御史へと陞進していることに対し、沈思孝とその背後の「奥援」(暗に張位を指している)を疑い、「野に在りては以て請寄謀通、朝に立ちては以て趨和保位」などと非難したものである。沈思孝の弁疏に対し神宗は「沈思孝は朕自ら点用す」と表明したが、続く鄒廷彦の疏には、

沈思孝欺世盜名、挾權制衆、十數歲于茲矣。最不滿公論者、開府寧夏、則以告變遠駐慶陽、改撫中州、則以不赴任、彙緣大理、迨式司空、隨協戎政。……銓曹受

万曆二十年代の吏部と党争

其挾制、国柄惟其主持。

とあり、沈思孝が官職をほしいままにし、吏部に圧力をかけているように言う。これに対して神宗は楊東明の主使を疑い、彼を降三級調辺方用、鄒廷彦を奪俸一年とした。

七月に御史趙文炳は文選司郎中蔣時馨の汚職を告発した。以前河南のある歳貢生の知県就任に賄賂工作があり、蔣時馨がこれを告発したのだが、趙文炳によると、実はその賄賂は蔣時馨に贈られたものであり、事が発覚しそうになつたので蔣は先んじて贈賄者、仲介者を告発し罪を全部これに被せたという。趙はこの他にも蔣の収賄を列挙し糾弾している。これに対し孫丕揚は蔣の無実を主張し、閣臣趙志臯もこれを支持したが、神宗は吏部に下した諭で「徵貪をしばしば命令しているのにまだそれは実現されていない。蔣時馨の受賄を孫丕揚は事実無根という。しかし吏部の官に廉潔な者ももとより居ようが、貪婪な者も無いわけではなからう」と述べ、孫丕揚の主張に必ずしも信を置かなかつた。蔣の一件は廷議されることとなり、蔣自身も強くそれを要求したが、科道官内には言官の弾劾に対していちいち廷議することに抵抗があり、なお決定をみなかつた。処分未決のうち蔣時馨は、趙文炳の劾奏は実は沈思孝の指示によるものだと上疏した。彼の言によれば、沈思孝は考察の時に丁此呂を庇護しようとしたが果せず、また吏部侍郎

の職を求めたが、果たせなかつたので、遂に江東之、劉応秋、高桂らと結託して蔣弾劾の條款を捏造し、李三才を通じて趙文炳に授けた。実にこれに乗じて尚書孫丕揚を陥れ、これに代るうとしているという。神宗は蔣の「強弁瀆擾」を責め、削籍処分とした。蔣は官を逐われたのであるが、それは収賄の故ではなく、「強弁」の故であり、結局収賄の事実の有無は解明されないままとなった。

沈思孝、劉応秋、江東之らはいずれも趙文炳の劾奏との關係を否定したが、孫丕揚は上疏して、「丁此呂を考察した時、公論は皆彼の大貪を称し、贓金が十万に至るといふ者もあつた。ところが沈思孝は何故か彼を弁護し、都御史衷貞吉、閣臣張位を通じて吏部に善処を求めた」と、沈思孝が考察に干渉したことを暴露し、吏部の丁此呂処分が妥当である証拠として科道官から送られてきた訪单十四帖を原本のまま提出した。これに対する旨は「沈思孝は丁此呂を深く奨して公論を淆乱したというには当たらない。蔣時馨の処分は沈思孝の故ではなく、旨を待たずに強弁したからである。丁此呂の訪单をみると貪縦、酷虐は甚だ悪むべきである。錦衣衛はこれを京に連行して究問せよ」といふもので、蔣時馨の削籍、丁此呂の逮捕、沈思孝・孫丕揚は不問という形で、この問題に一応の結着がつけられた。しかしその後御史強思、馮從吾は「江東之が蔣時馨を陥れた」

と弾劾し、御史馬経綸、給事中黄運泰、給事中揚天民らも、沈思孝らが「陰邪と結納」し、「奸人を党護」したなどと相次いで攻撃に加わつた。

沈思孝、江東之、工部員外郎岳元声らはこれに対して、これら科道官は吏部に媚びる者であり、その背後で呂坤が彼らを操っていると反論した。この間、蔣時馨を最初に弾劾した趙文炳は孫丕揚派の圧力のためか一転して沈思孝派攻撃にまわり、蔣の収賄の情報は江東之から得たもので、江や岳元声は丁此呂救援を自分に唆したと暴露するなどし、議論は紛糾した。これらの上疏の応酬はほとんど報ぜられず、個々に処分は出されなかつた。しかし十二月に神宗は兵部の武官考選に不正があり兵科はその摘発を怠つたとして関係官僚を降調し、同時に、

近来兩京科道官、專徇己私、附和結党、抗違君命、要直沽名為事、每每以無指吏之事、興疑惑衆、無上乱政。且如昨者兵部欺君鬻爵、朋奸結納、箝口無言。糾奸發邪、耳目之責何在。全失職守、都当重治。爾吏部查兩京六科都給事中及十三道掌道御史、姑降三級調外任用、不許朦朧推陞。其余姑各罰俸一年。還寫職名來看。

と責任対象を科道官全体に拡げ、一挙に三十四人も科道官を降調(のち革職為民)した。この中に沈思孝派を攻撃した強思、俞价、馮從吾、鄒廷言、黄運泰が含まれていた。

翌二十四年になって両派の直接の応酬は沈静化した。八月に孫丕揚は丁此呂の件を始めとする閣臣張位の党による吏部の権の侵害を強く非難して致仕した。沈思孝もこの閣臣趙志皐、兵部尚書石星が主持する封倭政策を強く批判し、孫丕揚致仕の直後に致仕した。

以上がこの抗争の経過であるが、孫丕揚側からすれば、内閣の力を背景に沈思孝らの考察への干渉、また陪推点用による陞進、司官攻撃などで、吏部の権を脅かすことに危機感を抱いたものと思われる。陪進による陞進は江東之についていえる。すなわち二十三年二月大理寺左少卿の欠に対して正推者が無視され、吏部が予定していなかった右少卿荆州土があてられ、右少卿には陪推者の右寺丞江東之が就くという不明瞭な人事が行われている。こうした陞進の不当性を衝く吏部側からの攻撃に対し、沈思孝は、

去留大臣、乃人主大柄、况独攬乾綱如皇上。而謂旨多出於内官、使天下万世謂皇上何如主。其辱朝廷甚矣。

といひ、江東之は、

吏部近因推補員欠、間有未蒙点用者、遂以躁急之心、逞無忌憚之詞、以皇上所未点者為正人、以皇上所点用者為邪人。

といひ、また、

諸臣皆置時馨之臧于不問、而專論文炳之論時馨為、臣

主使。則皇上之斥時馨也、將謂誰使之。且論貪官与護貪官、人品孰優孰劣、忤吏部与媚吏部、心術孰正孰邪。

というように、人事は皇帝の大柄であるという点を強調して自分たちの陞進を正当化し、吏部は皇帝が採用しなかつた者を正人とし、採用した者を邪人としていると非難し、科道官の論を吏部に媚びるものといひ、吏部への反感を露骨に示している。人事を吏部の固有の権限とする主張が、吏部を中心とする反内閣派官僚の立場だとすると、自己の地位保全に皇帝の權威を強調し、吏部の人事慣行からの逸脱を擁護する沈思孝らの論が、神宗、内閣による吏部攻撃の一環として受けとられたのも当然といえよう。

(2) 沈思孝と張位

孫丕揚側は沈思孝らを内閣に依附するものとみだが、これについて『顧端文公年譜』万曆二十四年の条に次のようにいふ。

歲暮、唐文選仁卿（伯元）仮帰、特過涇上。公（顧憲成）問近日国事何如。唐曰、他無足慮、惟沈司馬繼山（思孝）外結新建（張位）、内結權璫、必乱天下。公曰、沈与新建交情固不泛泛。但骯髒自喜、必不為新建用。至結璫、非賄不可。渠將何所取資。此論從何処来、都下所相与何人。恐不得不分任其過也。少待之、沈且

夕婦耳。唐行、沈帰。信亦至中途詒札、謝失言。其時門戸角立、群小多為間諜、以疑誤正人。

神宗の吏部輕視に抗議して自ら官を去つた唐伯元は、沈思孝が張位、宦官と結んで天下を乱そうとしている、と吏部官僚として憤りを述べるが、顧憲成は沈と張の親交が厚いことは認めながらも、沈は自尊心が強くけつして張位のいいなりにはならないだろう、と唐伯元の言を否定し、間もなく沈思孝が辞職したことを内閣や宦官との繋がりがあった証拠としている。しかし沈思孝は岳元声らとともに封倭政策に反対して首輔趙志臯を攻撃してはいるが、後述のように張位は彼らと同様に封倭に反対し、主戦論を支持していた。沈思孝の致仕一事で彼が政治的に張位の側になつたとする事はできない。

沈思孝と張位の關係を直接示す史料は現在のところ見出だせないが、沈思孝の周辺的人物についてみると、彼とともに攻撃を受けた劉応秋は、十九年の張位入閣当時、湯頭祖への書簡で、

両相（申時行、許國）並去、朝家景象一新、当別有一番作用。旬日之間、衆正漸起、群小沮喪、已有向泰之機。……吾省三十年中衰之運、張公再興、漸當復還旧觀。張公清正有機、不知何以副天下之望、此却不易、我輩不可不相与匡成之也。^②

と述べ、申時行らの退陣で政局は正常化に向つてるとし、同郷の張位の入閣に期待を寄せ、かつこれに協力していかなくてはならないとしている。また二十二年秋頃、やはり湯頭祖への書簡で、

新建公（張位）近日意思似頗正当。前此為太倉（王錫爵）共事、不敢異同。人遂責之太過、望之太急。後來看當事如何、乃可定論。畢竟識見未遽改、恐虚心処不可知也。陳太宰（有年）決行矣。代者不知其可、可惜一。漸奄（李世達）不得用本兵、太改平生、今且輿援甚、固垂涎此物。蘭溪公（趙志臯）自知其不能、不力求去、徒貽譏笑耳。^③

と述べ、張位の識見は変わっていないとしてそれを正当と認め、彼を王錫爵と同列に責める論を退けている。文の後半からは、陳有年の後任即ち孫丕揚や趙志臯への反感がうかがえる。葉向高が撰じた劉応秋の神道碑には、

先是、東事興、枢府聽奸人言、欲与倭媾。閣臣豫章張公議異。公（劉応秋）是張公、而發憤枢府、已草疏、劾其誤國、属枢府譴罷。乃乙未大計、二三言事之臣与執政忤者、皆將不免。公復争之強、耽耽者愈忌公、見公為祭酒、且柄用、遂力攻公、以張公為辭。張公故有海内名、迨執政、人望甚殷、不能尽副。然当国本危疑之時、悉力調護。公以此就張公。時效忠告、語未嘗及

私、乃為所累冤矣。惟是公慷慨好尽。故諸所締結、多忠耿奮諤之士、当世所共推為賢人君子、如南阜鄒公（元標）・繼山沈公（思孝）・弘陽王公（汝訓）矣。⁶⁵

とあつて、張位がその人望に尽くは副えなかつたとするが、しかし国本論や封倭反対の政策を評価し、それ故に劉応秋も張位と協調し時に忠告を致したといひ、劉応秋は張位のブレイン的存在であつたと思われる。彼と繋がりがあつた者には鄒元標、沈思孝、王汝訓ら賢人君子が多かつたといふ。

沈思孝の側に立つて孫丕揚らを痛烈に批判した岳元声は、のち天啓初年に、

如南昌張洪老、以直節觸鄭国泰及鄭貴妃之怒、幾不保身。我儕聞之熱矣。昨国本疏及山陰（王家屏）而不及南昌。使南昌一片赤心墮地、亦非泰昌先帝之所安也。⁶⁶

と述べ、張位が国本論に関して鄭貴妃一派と対立したといひ、その功は王家屏に劣らないとして、その顕彰を訴えている。沈思孝に近い彼らの言動から推して、やはり沈思孝及びその周辺の人々は、二十三年当時張位を支持するような方向にあつたのではないかと考えられる。

劉応秋は十八年冬に洮河の変に関して申時行、王錫爵を糾弾し、岳元声は二十一年の三王並封政策に反対して顧允成、張納陛とともに王錫爵を攻撃しており、二人とも内閣

に批判的な立場にあつた。その彼らが内閣派として登場した（あるいは見做された）のは、単に反対派のいうように権力に媚びて自己の栄達を謀つたということであろうか。

沈思孝、岳元声が趙志臯を批判し、劉応秋が申時行、王錫爵と張位とを明確に区別しているように、彼らは内閣の個々の政策の可否は問題にしても、内閣の権力そのものは問題にせず、国本論や封倭問題で政策的に一致する張位と接近していったのではなからうか。劉応秋、丁此呂と親交の厚い湯頭祖は、十八年に申時行の言官抑圧を批判して左遷された人物であるが、彼は張位の政治について次のように言う。

然而時移勢反、權散而不收、法利而失理、蓋敵敵者且十餘年。而公（張位）起而視其變曰、天下有機耳。發其機、所謂転石決淵、千仞之勢不可得而圉也。雖然、政本不重、不可与握機、与人主不親、無以損重。於是夙夜黽勉匪躬密勿之事、以精意親重於主上、而稍稍收久散之權、以議其用。自是綱紀法度可得而為也。至于今、天下猶莫能明其意。⁶⁶

これによれば、張位は、十年代末の政局の混乱を、権が分散し法が弛緩している点に見、政局の安定は機を把んで一気に推進すべきとし、そのためには皇帝の信任を得て政治の中心（ここでは内閣を指していよう）を強化しなければ

ばならないとする。湯顯祖はこのような張位の政治によって久しく散じていた権を収めることに成功したといひ、政局の混乱を收拾する上で張位による内閣の権力集中をむしろ積極的に評価している。二十年前後の反内閣派官僚の中にも、このように内閣権力への一元化へ向う方向があつたのであり、恐らく沈思孝らも同様の志向性を持っていたのではないかと思われる。こうした一派の要職への進出が、内閣と吏部との対立関係の中で吏部に大きな打撃を与えたことに、孫丕揚の側は危機感を持ったのである。

なお、乙未の外計に関わつた人物とその延長上にあると思われる二十六年の妖書「憂危竝議」事件の關係者を中心に両派の人物を一覧表にしたものが表2である。この中には反対派から誣告されたものも含んでいようが、大体の傾向は伺える。まず沈思孝、江東之、李三才、岳元声、周孔教、孫丕揚、馮從吾らのちに東林派とみなされた人物や呂坤、魏允貞など東林派に非常に近いとされる人物が双方に含まれ、この争いがいわゆる「正人」同士の争いという側面を強く持つことがわかる。逆に言えば、いわゆる東林派の人士が少なくとも二十年代では決して政治的にまとまりを持った集団を形成してはいなかつたことを示す。

また出身地をみると、孫丕揚派は陝西、河南を中心に北方出身者が多く、沈思孝、張位派は南方出身者が多い。劉

応秋は、

近日朝中、忽起一大風波、為北中縉紳有以私憾怨新建公者。其党遂為力攻、因并及江右諸大老。皆賢而有力量者。意欲為一網打尽之計。……此事皆從國本上起根。彼輩皆北党、謀頗不測、畏江西人素有力量、未肯輕從。

と、この抗争に南北の地域的要因の大きいことを認識している。すなわち政治的に吏部と内閣との対立として表われたこの抗争は同時に南北の官僚間の争いでもあつた。沈思孝側にあつた北直隸出身の趙文炳、劉道亨がその後孫丕揚に附いたのも、あるいは地域的な繋がりが影響しているのかもしれない。三十年代以後の反東林派も崑・宣党、齊・楚・浙党などと地域名を冠して称されているように、当時の官僚派閥形成の大きな要因の一つとして官僚の地域性の問題があつたといえよう。このような出身地域による派閥形成とその派閥の政治的主張とがどう関わってくるかという問題は今後の課題とし、ここでは二十三年の抗争が南北官僚の争いであつたという実態を示すにとどめる。

(3) 孫丕揚の銓政

孫丕揚は、沈思孝らが内閣に接近して吏部を圧迫したことを非難したが、一方、沈思孝の側は外計での丁此呂処分を問題にした。吏部から離れて張位に近づいたのは、「有抗直声」の士である丁此呂を処分するような吏部の姿勢に

表2 万曆二十三年（二十六年）の党争関係者

（孫丕揚・呂坤派）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
孫丕揚	蔣時馨	楊東明	呂廷彦	呂坤	強思	馮從吾	馬經綸	黃運泰	楊天民	馬文卿	祝世祿	俞价	林培	王国	李禎	魏允貞	張養蒙	程紹	劉道亨	鄧光祚	洪其道	白所知	薛亨	趙之翰
党争関係時官職	吏部尚書	吏部文選司郎中	吏科給事中	刑部左侍郎	御史	御史	御史	戶科給事中	札科給事中	御史	南京吏科給事中	御史	南京御史	太僕寺少卿	兵部左侍郎	山西巡撫	戶部侍郎	吏科給事中	吏科給事中	吏部員外郎	刑部主事	吏部文選司郎中	御史	御史
陝西西安府富平縣	福建漳州府漳平縣	河南歸德府虞城縣	四川重慶府巴縣	河南歸德府寧陵縣	陝西鳳翔府郿縣	陝西西安府長安縣	北直順天府通州	河南歸德府永城縣	山西平陽府太平縣	南直揚州府儀真縣	江西饒州府德興縣	山東 寧海衛	廣東廣州府東莞縣	陝西西安府耀州	陝西慶陽府安化縣	北直大名府南樂縣	山西大同府澤州	山東濟南府德州	北直保定府新城縣	廣東韶州府曲江縣	河南光州府商城縣	山西大同府陽城縣	陝西同州府韓城縣	陝西西安府郿州
24年閏8月馳駅回籍	23年7月革職為民	23年5月降級調極辺用	24年正月革職為民	25年4月致仕	24年正月革職為民	同右	24年2月革職為民	24年正月革職為民	24年正月革職為民	24年正月革職為民	24年正月革職為民	24年正月革職為民	24年2月降三級調外	23年8月調外	24年2月降三級調外	24年正月革職為民	24年正月革職為民	24年正月革職為民	26年3月降級調外	26年2月革職為民	26年2月革職為民	26年2月革職為民	26年2月革職為民	26年2月革職為民

1 16
5 17 24
『憂危竑議』中の鄭貴妃派として挙げられた人物

万曆二十年代の吏部と党争

（沈思孝・張位派）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
沈思孝	丁此呂	趙文炳	劉応秋	江東之	李三才	高桂	岳元声	王士性	張位	周孔教	周獻臣	劉道亨	熊尚文	孫暹	張明	徐作	劉楚先	楊廷蘭	萬建昆	戴士衡	樂玉衡	
党争関係時官職	浙江右參政	御史	右諭德↓國子監祭酒	大理寺少卿↓貴州巡撫	南京通政司參議	兵部郎中起復候補	工部員外郎	太僕寺少卿	内閣大学士	御史	博士	吏科給事中	吏官	吏官	都察院右都御史	禮部左侍郎	吏科左給事中	禮部主事	吏科給事中	全淑	全淑	
浙江嘉興府嘉興縣	江西南昌府新建縣	北直順德府任県	江西吉安府吉水縣	南直徽州府歙縣	北直順天府通州	山東萊州府濰縣	浙江嘉興府嘉興縣	浙江台州府臨海縣	江西南昌府新建縣	江西撫州府臨川縣	江西撫州府臨川縣	北直保定府新城縣	江西南昌府豐城縣	江西南昌府南昌縣	湖廣荊州府江陵縣	江西南昌府南昌縣	江西南昌府南昌縣	江西南昌府南昌縣	福建興化府莆田縣	湖廣黃州府黃岡縣	全淑	全淑
24年閏8月致仕	23年12月發極辺衛充軍	26年6月調外任	27年2月革職為民	24年5月革職為民	23年8月調南京	26年6月革去冠帶為民	24年5月革職為民	23年8月調南京	26年6月革去冠帶為民	26年6月回籍開仕	張位派攻撃に転じる	26年6月回籍開仕	26年6月回籍開仕	26年6月回籍開仕	26年6月回籍開仕	26年6月回籍開仕	26年6月回籍開仕	26年6月回籍開仕	26年6月回籍開仕	26年6月回籍開仕	26年6月回籍開仕	26年6月回籍開仕

1 9
4 10 17 22
『憂危竑議』事件の連坐者

『乙未外計』の關係者

24年8月の孫丕揚の劾奏中の「結党」

幻滅し、もはや彼らの拠りどころではないとみたからともいえる。

丁此呂処分に対しては沈思孝らのみならず、かつての吏部を支えていた趙南星、顧憲成らも極めて批判的だった。顧憲成は後年李三才擁護のため孫丕揚にあてた書簡や自らの政治的立場を述べた「自反録」で繰り返し乙未外計の不当性を説いている。趙南星は丁此呂への書簡で、丁此呂とは名節を磨きあつた同士であり、彼や馬猶龍の処分がまったく誣枉によるものだとして述べ、（銓政の）大権を与えられても適当な人物でなければ善類の枉となるばかりだと孫丕揚を批判している。

顧憲成の弟允成は、より直接的に孫丕揚を批判している。彼は岳元声の孫丕揚批判の上疏のあと、岳にあてた書簡^⑩で次のようにいう。

昨冬、誦大疏、稍紓向来憤悱。但箇中不及丁勺原、則何以故。弟細思、蔣文選之去、固是天機、畢竟題目未正。蓋此君誠非真為清、恐亦非恚為貪者也。惟以大計題目去之、始無遺憾耳。且使此君果貪、不過庸人之陋習。至條陳考察事宜兩疏、借好名之說、摧正直之氣、快當事之欲、錮為善之途。流毒之心貽禍世道、險亦甚矣。險之罪百倍於貪、似不宜舍彼取此。

顧允成は、岳元声の疏が考察の可否についてほとんど触

れていなかったことに対し、蔣時馨への攻撃は、彼の収賄などの貪ではなく、考察での姿勢こそを問題にすべきであるという。蔣は清ではないにしても著しい貪でもなからう。かりに貪であっても、それは庸人の陋習にすぎない。いわば個人的な問題である。しかし考察やそれに関する沈思孝らへの攻撃は、「正直」「為善」の者を抑圧して権力者の欲を満たすもので、世道に及ぼす害は甚しい、という。続いて孫丕揚についてこういつている。

夫銓部之為政府用、從來久遠矣。自陸五臺・孫立峰（鑑）・陳心谷（有年）二三耆碩、以公論収之於上、鄒大沢（觀光）・趙儕鶴（南星）諸君子、相与協贊之於下。壬辰之外計、癸巳之内計、甲午之廷推、其赤職也。故政府積不能平、多方齟齬、二三耆碩奮志以去。迨孫立亭（丕揚）為政、始抱銓部之權、一朝奉之於政府。乙未外計亦其赤職也。故立亭在事之後、政府有不曲護司官之疑、有司官皆謹慎奉法之疑。而後楊都諫（東明）明目張膽、力攻其所異、首發大難之端。一時臺省中風狂走、迄於今年不可破者、凡以政府為之地也。似不宜專其責於銓部、而寬其責於政府也。

吏部は永く内閣のいいなりになっていたが、尚書陸光祖以来よく公論を吸収し、鄒觀光ら司官がこれを支えた。そのため内閣と衝突してこれらの人物は志を遂げないまま官

を去った。ところが孫丕揚が尚書になつてからは一転して吏部の権を内閣に奉じた。乙未外計はその表われである。

そこで内閣からは（吏部は）司官を曲護せず、司官も謹んで法を奉じているなどと称えられている。楊東明に始まる大難、すなわち沈思孝攻撃がやまないのは内閣が後循となつていたのである。したがつて吏部の責任のみを追求して内閣の責任追求を緩めるようになってはいけな、と顧允成は言う。孫丕揚が掌る吏部が実は内閣の側に立つという顧允成の論はいうまでもなく間違つてゐる。察するに、丁此呂、沈思孝らをあくまで反内閣派と考へ、これと敵対した孫丕揚を内閣派と短絡させたか、あるいは孫丕揚の銓政は容認できないが、しかし彼への攻撃が反内閣の支柱たるべき吏部そのものの弱体化につながることを恐れ、強引に内閣権力の問題とすりかえたのであろう。ともあれ顧允成からみて、陳有年までの吏部の公論に則した、それ故に内閣に対抗的な銓政と孫丕揚の銓政とは明確に区別されるものであつた。趙南星もまた、

大臣以道事君、不可則止、非以位言也。如是乃為大臣耳。故魯両生可為大臣。近日如太宰孫公鑑・陳公有年・蔡公國珍、可以為大臣矣。孫太宰丕揚・楊少宰時喬可惜也。楊更可惜、以其廉慎耳。

と述べて、孫鑑、陳有年と孫丕揚とを区別するが、その評

価の基準は「道を以て君に事へ、不可なれば則ち止む」（『論語』先進）といった毅然とした態度の有無である。前節でみたような二十一、二年までの吏部の姿勢と区別される孫丕揚の銓政とは、では一体どのようなものなのだろうか。まず顧憲成の銓政観を考察し、それとの比較において考へてみる。

顧憲成「涇臯蔵稿」卷四、「与鄒孚如銓部」に、銓政に關する要点が三つ挙げられている。一つは、賢者を求めてこれとともに切磋して天下の人材を弁別すること、もう一つは、内閣に人事の指示を仰ぐ請教の陋習を革除し、内閣の牛馬となつている状態から脱して主体性を取りもどすことを言う。今一つは、

一則願足下沈機独運、操其不測於規矩準繩之外。其人果賢歟、即臺諫撫按或以為當黜、而吾不可。其人果不賢歟、即臺諫撫按或以為當陟、而吾不可。庶幾天下曉然知銓衡之地善惡分明、幽隱無蔽。其於世道人心、夫豈小補。……一切裁以至公、尊貴無徇、卑賤無抑、其於世道人心、夫豈小補。若内欲在臺諫之体、外欲存撫按之体、反將銓衡之体作第二義看、又何用吏部為也。と、人事を必ずしも規矩準繩、すなわち制度的拘束にとらわれず、その人が賢者であれば、科道官、撫按が黜すべしと評価しても吏部の立場から不可とする。そうすれば天下は

吏部において善悪が明日で蔽されるところがないと知るであらう。一切を至公の立場で判断し、尊貴に徇わず卑賤を抑圧しないなら、世道人心に大いに裨益する。もし臺諫撫按の立場を尊重して吏部の立場を二義とするならば、何が吏部の行為といえるのか、という。

では臺諫撫按の評価に基づかない黜陟の基準、人物の賢不肖の弁別の根拠は何か。「顧端文公年譜」万曆二十二年六月条に、実際の顧憲成の人事運営について、丁元薦の言として次のようにある。

故事、考選臺省、率寄耳目於咨訪。先生（顧憲成）質諸清議、間出独裁。某郎声望蔚起。先生曰、非端人也。擬外抑之、為同事者所持。未幾、一給事逐一風力御史、即其人也。某令謗書盈庭、且兩仕不一登薦刻。先生力拔之、尋以逐一俟臣、称名諫議。或曰、其人月旦甚不佳。先生曰、臺省以言為責、吾第取称職已矣。其邪正之辨、吐茹之幾、恒出人意表。

科道官を考選する際には、撫按から寄せられる候補者についての咨訪が拠りどころとされるが、顧憲成はこれを「清議」に質し、必ずしも咨訪のとおりの人選を行わなかった。非難が多くまったく推薦者のない人物でも拔擢することがあった。制度上で人事の判断材料とされる臺省撫按の咨訪に重きを置かず、「清議」にかなうか否かが選考の

基準とされているのである。

このように顧憲成は、内閣はもとより臺省撫按の評価を無視してでも、「至公」「清議」に基づく吏部の主体的な判断を最優先させた。この銓政の基本姿勢は現実の人事の場で、建言の諸臣を始め、神宗、内閣に批判的な人物の積極的な推用という極めて政治性の強い政策として表わされた。前述の劉四科が六科内の序列を無視してでも内閣派の人物の進出を拒んだのも、同じ姿勢である。こうした必ずしも制度上の手続きを踏まない「清議」「至公」の立場から政治的主張を強く打ち出す人事行政は、敵対する神宗、内閣の側からすると確かに吏部の独善であり、「専権結党」とみなされるものであった。

孫丕揚が吏部尚書に就任した二十二年八月は、こうした方針に貫かれた吏部と神宗との関係が極めて険悪な状態にあった。彼の就任直後に、まるで機先を制するかのように建言の臣何選を推用した馮生虞ら文選司官が降謫（のち為民）されている。孫丕揚は九月に建言諸臣推用に関してこう上疏している。

孫丕揚上言。建言諸臣、臣方欲列名疏請恭候命下、許臣推用、然後遇缺題点、以彰皇上使過之仁。疏上、未幾、敝命忽臨。臣亦罔知所攸措矣。司官数挫、郎署幾空、臺省諸臣落落晨星。選用甚難、摧逐甚易。惟此時

為然、目前諸務、已称缺才。国家大事、人將結舌。豈社稷之利哉⁷²

孫丕揚は推用すべき建言諸臣を列名して上呈し、神宗が採用の許可を下した者を以後の具体的な員欠に依じて題請するという方式を提案した。建言諸臣の推用に新たに一定のルールを設けて、無用な衝突を避けようとしたのである。しかし建言諸臣の復帰促進という意図は同じでも、この提案では神宗の側に予め推用者の範囲を限定させてしまうことになり、吏部独自の裁量で直接員欠に建言諸臣を擬して突きつけていたそれまでの強硬な姿勢からは、やや後退したものといえる。この提案も神宗には受けいれられなかった。

孫丕揚の銓政で特筆すべきものに掣籤法の創設がある。

『明史』卷二二四孫丕揚伝に、

二十二年拜吏部尚書、丕揚挺勁不撓、百僚不敢以私干者。独患中貴請謁、乃創為掣籤法。大選急選、悉聽其人自掣、請寄無所容。一時選人盛称無私、然銓政自是一大变矣。

とあり、孫丕揚は外部からの狎官運動、とりわけ宦官を通じての請托によって人事が左右されることを恐れ、候補者が自ら直接くじびきによって自身の官職を決定する方式を導入し、人事の公平を示そうとした。掣籤法が適用される

のは府佐、州県正官以下の地方下級官人事に限られるが、人事を抽籤による偶然に委ねたのである。外部からの干渉を排除し、吏部の「無私」を示す措置であるが、しかしこの制度では吏部自身の主體的判断も入る余地はない。すなわち従来の政治的主張を盛った人事は行えなくなり、極めて事務的機械的に処理されるのである。

銓政の事務的機械的傾向は乙未外計にもみられる。孫丕揚は丁此呂の考察にあたって「公論、皆大貪を称す」として、その処分の正当性を主張したが、ここでいう「公論」とは匿名の訪単の記載であった。考察での評価の基本は撫按からの官評（考語）である。訪単は考察に際して吏部が科道官に匿名の情報提供を求めたもので、厳密には公式の文書ではないが、すでに慣例として定着していた。匿名で書かれるため誣告も予想され、あくまで副次的な参考資料にすぎないものと思われる。孫丕揚はこれをそのまま採用して処分の根拠にしているのだが、このことは顧憲成の銓政方針とは対照的に、制度（慣例）によって設定された情報源のみを「公論」とし、これに吏部自身の特定の判断を加えずに処理しているといえよう。顧憲成は「自反録」で丁此呂の処分に關し、

丁大參、科場一疏甚偉。至其疏宕不羈、量示裁抑、可耳。削其官甚矣。

といい、その政治行動を高く評価し、そのおごりに対しては抑制すればよいのであつて削官は過当であるとの判断を示す。一方孫丕揚はそうした政治的傾向による判断を排し、訪単によつてただ貪か否かを問題にしたのである。考察をめぐめる議論が起こつてから、敢て訪単を原本のまま提出したのも、この処分は規定に沿つたものであり、吏部に何らかの意図があるのではないことを示すためであつた。

総じて孫丕揚の人事運営からは、「無私」を標榜して吏部自身の主観的要素を除き、中立的な立場を保とうとする傾向が伺える。「専権結党」等のレッテルによつて吏部への弾圧が繰返される状況下にあつて、これをかわし人事行政の秩序を回復するためには、こうせざるを得なかつたともいえよう。

しかし、吏部が「無私」を強調して抵抗姿勢を弱めたことは、神宗、内閣からの攻撃を容易にした。孫丕揚以後、陪推点用が急増しているように、孫丕揚の意図に反して人事に神宗、内閣が大きく介入してきたのである。二十四年、劉応秋は湯頭祖への書簡で、

近日秉銓者、一意事模糊、一切起廢俱不敢開口一言、并左遷者皆不敢議他^{①7}。

と述べ、吏部が人材の起廢について何も言おうとせず、官僚の左遷に対しても異を唱えることがない、と弱体化した

吏部をなじつてゐる。抵抗の姿勢を弱めた吏部が最早政治批判者の拠りどころとなり得なくなつたことを示している。十年代における申時行内閣の批判者の一部が、この時期に張位の側に接近していったのは、こうした吏部の方針変化が一因となつたと考えられる。

三 吏部の権限縮小

孫丕揚の致仕後、暫くの間吏部尚書の欠は放置され、二十五年五月になつて蔡国珍がこれに就任した。蔡国珍は江西南昌府の人で張位と同郷であり、張位が自分の協力者にしようとして吏部に据えた人物だが、尚書に就いても張位の言いなりにはならなかつたという^{①8}。そのためであろう、吏部をめぐめる動きは二十五年末から再び激しくなつた。二十五年十一月に前文選司員外郎蔡応麟が「招賄」によつて逮繫され、二十六年一月に主事馮上知が「納賄」を弾劾されて革職聴勘とされ、二月に文選司郎中白所知が「盗金納賄」を弾劾されて革職為民とされ、白所知を弁護した尚書蔡国珍も「貪恣朋比」を弾劾されるというように相継いで攻撃が加えられた^{①9}。この時の司官処分は、かつてのようにな「専権結党」ではなく、「納賄」等の汚職行為がその名目とされている。すなわち今回の処分は二十年代初頭のような吏部の側の強い政治主張によつて惹き起こされたのでは

なく、張位の側からの全く一方的な弾圧であった。

この弾圧は個別の司官処分に止まらず、吏部の権限を大幅に制限する制度改変へと続いた。四月に礼科給事中曹大威は「会推発訪」「選官掣籤」「并進選郎」の三法を条議した。この疏は、中に趙南星を称える語があったということ以外、具体的内容は不明であるが、これに対する詔は、

詔。会推大臣、着遵祖制、令九卿科道掌印官各举所知一員。吏部司官員缺、令部院掌印官各举相应的數員。

俱開送吏部、類奏、待朕親自点用。……今後科道建言、都不許称薦吏部、希凱美官、定行重治。掣籤事、還酌議來看。章下吏部。

というものである。大臣の会推は九卿科道の掌印官に各々一員ずつ候補者を推挙させ、吏部は単にそれを取りまとめて類奏するだけになった。これは二十年に張位が提案した内容である。また吏部司官の員欠が生じた場合は、部院の掌印官に各々數人を推挙させ、吏部は廷推と同様にこれを取りまとめて類奏し、皇帝の判断を仰ぐ。科道官による吏部司官の推薦は厳禁されているが、これは吏部官員に恩を売って美官を得るといふ情実を生じやすいというだけである、むしろ科道官と吏部との政治的結びつきを懸念してのことと思われる。ともあれ、吏部は自らの衙門の官員すら自身の裁量で選べなくなった。かつて陸光祖が趙南星や顧

憲成を吏部司官に採用したが、そのように吏部全体が一定の政治的傾向に片寄ることを予防したのである。

この詔が発せられると同時に、これによる吏部の新体制を一気に現実化すべく、在来の吏部司官は一斉に部外に追放された。『神宗実録』万曆二十六年四月癸亥の条に、

召吏部右侍郎裴応章詣文華門、接出聖諭。吏部司官、近来營幹濫入、作弊多端。源既不清、流豈能潔。以致選舉非人、病国殃民、傷和招災、実繇此輩。着本堂上官会同都察院、将在任・在家人數、甄別去留、及應陞應調的、都寫來看。該司員缺令各部院掌印官、扞举中外堪任的數員、送部類奏、以待点用。永著為令。于是部院分別列名、以上。有旨。南企仲・王永光・馬大儒・梅守峻・潘洙、俱留用。錢養廉・王就学・王之棟・穆深、並斥為民。甕幼金・李復陽・羅朝國・閔廷甲・常道立・盖国士・韓策・梁見孟・鄒觀光・唐伯元・馮養志・武之望・曹愈恭・洪文衡・張泮・常守信・劉学曾・趙邦柱等十八人、俱調用。

とあって、人事の不適切さのみならず、一切の弊政の根源を吏部司官の不正に帰した上で、吏部堂上官、都察院に在職、休職を問わずすべての司官の去留を審査分類させ、その名簿を報告させた。吏部、都察院の回奏がどのようなものだったかはわからないが、神宗の結論は、司官二十七人

のうち、留用五人、為民四人、南京あるいは外官への調用十八人というものであった。また吏科に対し吏部の不正を告発しなかったという理由で都給事中以下五人を左遷した^⑧。前年末からの吏部司官の不正の連続を根拠に、人事の腐敗一掃の名目で従来の吏部の体制は徹底的に解体されたのである。尚書蔡国珍はこの直後、病を理由に職を辞した。かくて蔡国珍の後任李戴の時代の吏部は、はじめに述べたように、内閣は特に部権に干渉しないが、大臣及び吏部司官の人事は九卿科道官の手に帰し、府州県官の人事は掣籤法によって機械的に処理されるため、部権は日ごとに軽くなつたという状態になつた^⑨。もはや内閣が直接干渉する必要がないほど、吏部は制度的に拘束され、人事の主宰者としての地位が著しく狭められたことを示している。

ところで内閣の張位は大臣人事の九卿科道への分散を通じて人事権の吸収に成功し、内閣中心の強力な体制を築いた、かのようにみえた。しかし、この直後に彼もまた失脚させられたのである。六月に東事贊画主事丁应泰は、朝鮮経略楊鶴と張位が密書を往来し、楊が蔚山の戦いで日本軍に大敗したことを隠蔽していたことを暴露弾劾した。張位はなおこれを糊塗しようとして神宗の激鱗に触れ、冠帯閑住の処分^⑩に付された。このころ呂坤の有名な「憂危疏」に名を仮りた「憂危竝議」なる怪文書が現われた。内容は呂

坤一派が鄭貴妃一派に迎合して皇三子常洵の擁立を謀っているといったものであるが、誹謗された鄭貴妃の兄鄭国泰の弁疏に基づき、怪文書を捏造したのは孫丕揚退陣後その一派の中核と目された呂坤を執拗に攻撃し続けていた御史戴士衡と、鄭貴妃派を痛烈に批判し皇長子常洛の冊立を疏請した知県樊玉衡であるとされた。張位の失脚後、直隸巡按御史趙之翰は「憂危竝議」の主謀者は張位及びその一派であると攻撃を加え、ために張位は冠帯を剝奪されて民とされ、その党とされた劉応秋らは尽く中央官界を逐われた^⑪。ここに至つて吏部がもはや内閣、神宗に批判的な官僚の中核となりえなくなつたのと同様、内閣への集権化を意図する張位を中核とする一派も一掃されたのである。神宗がそれまで信任してきた張位をあつさり切り捨てたのは、張位の失策もさることながら、国本論に関して神宗に批判的な部分を含む張位派の強大化を警戒したためと考えられる。神宗は内閣派、反内閣派を問わず、官僚内に強力な勢力が成長することを恐れていたのである。

おわりに

以上、万曆十年代末から二十六年までの吏部を中心とした政治の動きを概観した。十年代末から人事の主宰者として内閣に対する自立性を強めた吏部は、人事権を梃子に神

宗、内閣の政治姿勢に批判的な人物を積極的に推用し、これを嫌う神宗、内閣との対決姿勢を強めた。神宗、内閣の側は吏部の政治勢力化を「専権結党」とみなし、これに暴力的に弾圧を加え、また陪推者点用のように制度（慣行）の変則的運用によって吏部の裁量を無視し、人事権をなし崩し的に吸収した。こうした圧力が加えられる中で、孫丕揚が吏部尚書となるに及び、吏部の側に変化が表われた。すなわち外部の影響を排して吏部自身の主体的判断を重視して政治主張を強く打ち出していた従来の人事運営から、人事行政を客観化し、機械的に処理することで外部からの干渉を退け、吏部の「無私」を主張する方向への転換である。しかしこうした自己規制による政治的発言の消極化は、神宗、内閣の側からの攻勢を強め、二十六年の吏部の解体ともいうべき大幅な権限縮小に繋がり、以後吏部が人事に意を用いる余地は極めて限られたものになった。また孫丕揚による吏部の方針転換は、従来反内閣の立場にあった人々の中に吏部への批判を生んだ。反内閣を主張し、その立場から孫丕揚の銓政を批判する顧憲成、趙南星ら在野の旧吏部官僚の他、沈思孝、劉応秋らのように吏部から離れて内閣（張位）に接近する勢力も現われ、後者は乙未外計を機に孫丕揚の勢力と抗争するに至った。

さて、本稿は政治過程を整理するにとどまり、官僚内の

政治的方向の分化の持つ意味を深く追求できなかったが、この分化から生じた新たな派閥が、それが地域的に形成される点とも絡んで、それぞれどういう性格を持つのか、後の党争の過程にどう影響したのか、またこれらがなお東林派として一括されうるとしたら、それはどの点においてなのか、等々が問題にされなければならない。また本稿では吏部と対峙した側を神宗、内閣と並列し両者を同一の立場にあるような記述をしたが（これは東林派側の視点である）、内閣の集権体制強化をはかる張位を神宗が切り捨てている点などをみると、両者は必ずしも同様にはとらえられない。神宗、内閣がそれぞれどういう立場からどういう政治的意図、志向性を持っていたのかという、いわば反東林派の側の論理を、東林派の側から照射するのみならず、彼らの言動に則して考えていく必要がある。

註

- (1) 小野和子「『万曆邸鈔』と『万曆疏鈔』」（『東洋史研究』39—4、一九八一）、「東林党考(二)——その形成過程をめぐって——」（『東方学報』55、一九八三）、「東林党と張居正——考成法を中心に——」（小野和子編『明清時代の政治と社会』、一九八三）。

- (2) 万曆期の党争を内閣と吏部の対立の視点から論じたも

- のとして、林麗月「閣部衝突与明万曆期的党争」(『国立台湾師範大学歴史学報』第十期、一九八二)がある。
- (3) 張萱「西園聞見録」卷三十、吏部一、銓授、往行、陳有年。

(4) 小野和子、前掲「東林党考」。

- (5) 「明史」卷一一二、七卿年表によれば、楊巍(十一年七月)十八年二月)、宋纁(十八年三月)十九年五月)、陸光祖(十九年四月)二十年三月)、孫鑑(二十年三月)二十一年七月)、陳有年(二十一年八月)二十二年七月)、孫丕揚(二十二年八月)二十四年閏八月)、蔡国珍(二十五年五月)二十六年四月)、李戴(二十六年六月)三十一年十二月)となっている。

(6) 孫承沢「春明夢餘録」卷二十三、内閣一、閣臣宜推。

- (7) 「万曆疏鈔」卷二十一、「敬循職掌俯陳末議以俾銓政疏」。

(8) 「神廟留中奏疏彙要」吏部類卷一、「河南道御史牛応元題為会推大典關係匪輕等事疏」。

(9) 沈德符「万曆野獲編」卷九、「閣部輕重」。

(10) 「明史」卷二一九、張位伝。

(11) 小野和子、前掲「東林党考」。

(12) 「万曆邸鈔」万曆二十年十月条。

(13) 趙南星「趙忠毅公文集」卷十二、「覆新建張相公定国

是正紀綱疏」。

(14) 同右、卷二、「史太常三疏序」。

- (15) 「明史」卷二二四、孫鑑伝ではこの時に張位の提議が実現したように書いているが、だとしたら二十二年の陳有年、顧憲成が主持した閣臣廷推は起り得ないはずである。この案が成立するのは後述の如く二十六年のことである。二十二年の会推時に、内閣の圧力に抗して吏部が候補者を選出する様は「顧端文公年譜」万曆二十二年五月条に詳しい。

(16) 「神宗実録」万曆十八年二月丁酉条。

(17) 同右、万曆十八年十二月壬申条。

(18) 同右、万曆十七年二月甲申条。

(19) 同右、万曆十八年九月壬寅条。

(20) 「万曆邸鈔」万曆二十年一月条。

(21) 「神宗実録」万曆二十年正月甲申、庚寅の各条。

(22) 同右、同年正月壬午条。「明史」卷二三三、李猷可伝。

(23) 「万曆疏鈔」卷二十一、「酌議銓曹事宜以平銓政疏」。

(24) 顧憲成「涇臯藏稿」卷一、「懇乞休致疏」。

(25) 「神宗実録」万曆二十一年六月辛亥条。

(26) 同右、万曆二十一年十月壬寅条。

(27) 同右、万曆二十二年五月辛卯、庚子の各条。「万曆邸鈔」万曆二十二年五月条。

- (28) 『神宗実録』万曆二十二年八月庚戌条。『万曆邸鈔』万曆二十二年七月条。
- (29) 『万曆疏鈔』卷二十三、「建言旧臣部推不用懇乞聖明 擴大公順輿論以昭平明之治疏」。
- (30) 『明史』卷三三五、孟一脈伝。
- (31) 『明史』卷三三〇、蔡時鼎伝。
- (32) 『神宗実録』万曆十九年十二月甲辰条。
- (33) 『万曆邸鈔』万曆二十年正月条。
- (34) 『神宗実録』万曆二十年二月甲辰、乙巳の各条。
- (35) 『明史』卷三三四、李懋檜伝。
- (36) 同右、卷二二二、王国伝。
- (37) 同右、卷二二三、陳登雲伝。
- (38) 『万曆邸鈔』万曆二十三年三月条。
- (39) 『神宗実録』万曆二十三年三月甲戌朔条。
- (40) 同右、万曆二十四年七月丁卯条。
- (41) 同右、万曆二十四年七月己巳条。
- (42) 吳応箕『東林本末』中。岳元声『潜初子文集』卷九、「沈継山司馬公伝讚」。
- (43) 『明史』卷二二六、李植伝。
- (44) 劉応秋『劉大司成文集』卷十四、「与湯若士」(十二)。湯頭祖への書は十七則あり、以下引用の書が、何番目かを()で示す。
- (45) 『神宗実録』万曆二十三年五月壬午、己丑、辛卯の各条。『万曆邸鈔』万曆二十五年五月条。
- (46) 『神宗実録』万曆二十三年七月己卯条。『万曆邸鈔』万曆二十三年七月条。
- (47) 同右。
- (48) 『神宗実録』万曆二十三年七月丙戌条。
- (49) 同右、同年七月庚寅、癸巳の各条。『劉大司成文集』卷二、「辯疏」。江東之「瑞陽阿集」卷二、「廷中疏草」、「乞休致疏」。
- (50) 『神宗実録』万曆二十三年七月甲午条。『万曆邸鈔』万曆二十三年七月条。
- (51) 『神宗実録』万曆二十三年八月丁未、癸丑、癸亥、戊辰、九月己卯の各条。
- (52) 同右、八月丁未、癸亥、戊辰、十一月丁丑の各条。『潜初子文集』卷一、「貪臣貽患疏」。『瑞陽阿集』卷二、「駕誣党貪懇乞聖断疏」。
- (53) 同右、十一月戊寅条。
- (54) 同右、十二月辛亥条。
- (55) 同右、十二月庚申条。
- (56) 同右、万曆二十四年八月癸亥、閏八月丁卯条。
- (57) 同右、閏八月戊辰条。
- (58) 同右、万曆二十三年二月丙辰条。

- (59) 同右、十一月乙酉条。
- (60) 同右、八月丁未条。
- (61) 同右、八月戊辰条。
- (62) 『劉大司成文集』卷十四、「与湯若士」(十三)。
- (63) 同右、(十)。
- (64) 葉向高「蒼霞餘草」卷八、「明国子監祭酒兌陽劉公偕配楊儒人合葬神道碑」。
- (65) 『潜初子文集』卷六、「与孫瀟湘」。
- (66) 湯頭祖「玉茗堂文集」卷一、「張洪陽相公七十寿序」。
- (67) 『劉大司成文集』卷十四、「家書」五。
- (68) 趙文炳は孫丕揚の党勢が熾んな様をみて恐れて寝返り、孫丕揚は喜んで彼を幕賓に迎えたという(伍袁萃「林居漫録」別集、卷九)。また「東林本末」中は張養蒙の威嚇によって転向したという。劉道亨は孫丕揚に張位の党とみなされたことを恥じ、潔白の証しとして張位派を攻撃したという(『明史』卷二一九、張位伝)。
- (69) 『趙忠毅公文集』卷十六、「答丁勺原」。
- (70) 顧允成「小辨齋偶存」卷六、「与岳石帆繕部」。
- (71) 王士禎「池北偶談」卷七、「趙忠毅公択言」。
- (72) 『万曆邸鈔』万曆二十二年九月条。
- (73) 掣籤法については、張榮林「掣籤法」考(『大陸雜誌』57—5、一九七八)参照。
- (74) 『万曆野獲編』卷十一、「掣籤授官」では張位による人事権侵害を防ぐためにこの法を考案したという。
- (75) 和田正広「明末官評の出現過程」(九州大学東洋史論集』8、一九八〇)。
- (76) 『神宗実録』万曆二十年十月壬辰条。『万曆野獲編』卷十一、「考察訪单」。
- (77) 『劉大司成文集』卷十四、「与湯若士」(十六)。
- (78) 『明史』卷二二四、蔡国珍伝。
- (79) 『神宗実録』万曆二十五年十一月壬寅、二十六年正月乙未、二月辛酉の各条。『万曆邸鈔』万曆二十六年正月条。
- (80) 『神宗実録』万曆二十六年四月壬戌条。
- (81) 『万曆邸鈔』万曆二十六年三月条。
- (82) 『明史』卷二二五、李戴伝。
- (83) 『神宗実録』万曆二十六年六月丁巳条。
- (84) 文秉「先撥志始」上。
- (85) 『神宗実録』万曆二十六年五月辛丑条。
- (86) 同右、六月戊辰、癸酉、甲戌の各条。